

反対討論要旨 (2009/10/08)

私は、日本共産党県議団として、提案されました19件の議案のうち、14件に賛成し、反対する5件の内の主なものと、請願・陳情の委員会審査結果に反対するものの内の主のものについて、その理由を述べ、討論いたします。

まず、議案第78号「鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例制定の件」についてありますが、これは、農地法の改正に基づく、条例改正の議案であります。

今回の農地法の改正は、同法の目的を所有者保護から農地の「有効活用」へと大転換したものです。大企業を含む国内外の企業に農地の利用権を全面的に認めたこと、農業生産法人への農商工連携企業への出資割合を50%未満まで認め、農地所有権を持つ農業生産法人に対する農外企業の支配を一層可能にしたこと、標準小作料を廃止すると共に、事実上の農地所有権とも言える50年にも及ぶ農地の長期賃借料を創設した点など、様々な問題をもった農地法改悪でありました。本議案は、小作地の所有制限の廃止や転用目的に道を開く可能性のある下限面積の弾力化に関する条例改正であります。

前政権の政府は、耕作放棄地対策だとして農地法改正を行いました。耕作放棄地の増大を含め、日本農業に困難をもたらしたものは、長年の自民党農政による農産物輸入自由化と価格引き下げ政策で、農業者の営農を困難にし、営農意欲を奪ったからにほかなりません。今、最も必要なことは、自由化政策をやめ農産物価格保障制度を抜本的に拡充させ、日本農業を再生することであることを強く指摘いたします。

次に、議案第80号「市町村の配置分合について議決を求める件」についてであります。これは、加治木町、始良町及び蒲生町を廃し、始良市を設置する議案であります。

反対の第1の理由は、平成の大合併自体が、合併特例債と地方交付税削減というアメとムチによる押しつけ合併であるという点です。

第2の理由は、合併により、住民の負担増や住民サービスの低下を招くという点です。この3町の合併協定項目45項目について、合併までに調整するとか、合併後に調整するという項目が多く残されており、住民負担や住民サービスが合併でどう変わっていくのか、住民に知らされないままです。

市町村合併を行った多くの自治体で、住民の負担増と住民サービスの低下が押しつけられました。曾於市では、敬老祝金の毎年支給が節目支給になり、多くのお年寄りの落胆の声が寄せられ、復活を求める1万人の署名が集まりました。薩摩川内市では、今、支所の廃止が大きな問題となっています。旧祁答院町では、自校方式の学校給食が、合併で入来の給食センターからの配食に変わってしまいました。霧島市では、総合支所が廃止となり、国保税は、旧国分市に合わせる形で、他の5町からすると大幅引き上げになりました。県北部豪雨災害

の際、被災自治体の町長さんたちが訴えられたのは、市町村合併の弊害でした。自治体の面積が広がり、職員の数が減り、かつての役場が支所となって機能が縮小される中で、被災地の状況がつかめない、人が足りない、支援に行けないという現実でした。

これらのごく一部の例ではありますが、これらの事からも、合併時の「負担は低い方に、サービスは高い方に」というかけ声は、市町村合併誘導のためのごまかしであったことは、誰の目にも明らかであります。

以上の理由から、本議案に反対するものです。

次に、議案第85号「財産の取得について議決を求める件」についてであります。これは、業務用パソコンを2,429台購入するというもので、総額、2億6,514万5,685円となるものです。これは、全額国庫の地域活性化・経済対策臨時交付金を使っての購入であります。ところが、これは、2,429台の一括発注で一般競争入札が行われました。応札したのは3社、落札したのは、株式会社富士通エフサス鹿児島支店でありました。富士通エフサスは、資本金94億円、売上高2480億円の富士通の100%子会社であります。国のこの臨時交付金は、地域の活性化、経済対策が目的であったはずですが、

たとえ、大量の一括発注の方が安く購入できたとしても、OA機器納入に対応できる県の物品購入の資格を持つ県内業者は38社あるわけで、工夫して、分割発注で、地元業者が受注できるようにすることがこの臨時交付金が文字通り、地域の活性化や経済対策として生きるのではないのでしょうか。

6月議会で可決された補正予算の中には、教育委員会で、同じ国の交付金を活用してのパソコン約2,000台を購入する議案があり、現在、購入方法について検討が行われています。今回の一括発注の様な事態にならないよう強く要望いたします。

次に議案第90号「契約の締結について議決を求める件」についてであります。これは、国道223号線の約950メートルの区間を橋とトンネルで迂回をする道路建設の工事の下側の橋の工事であります。この迂回道路全体は、妙見トンネルが約15億2500万円、トンネルから223号につなぐ上流側の橋が約2億5600万円、そして今回の下流部分の橋が5億3,298万円、総額23億2,400万円にものぼります。

わが党は、公共事業自体を否定するものではありません。一般質問でも申し上げましたが、学校などの公共施設の耐震化や県民の生活に密着した生活道路の改善、災害対策としての河川や治山の工事などは、優先的に行うべきだという立場であります。

では、本議案の迂回道路建設の必要性はどこにあるのか。この道路建設は、1993年のいわゆる8.6水害の豪雨により、天降川の氾濫で223号線が12日間も交通が途絶したこと、川沿いの崖崩れなどの災害が生じたことから、その対策としてルートが検討され本迂

回路の事業に着手されたと聞いております。その8.6水害から実に16年。災害対策が本当に必要であれば、当時早急になされるべきであったのではないのでしょうか。地元のみなさんが、口をそろえて、「どうしてトンネルが必要なのか分からない」、「税金の無駄遣いだ」と話をされています。

以上の理由から、本事業の必要性が認められず、本議案には賛成できないものであります。

次に陳情第2020号「EPT・FTA推進路線の見直しを求め、日米FTAの推進に反対する陳情書」が委員会審査結果で不採択となっておりますが、これは、採択すべきことを主張いたします。

日本農業は「市場原理」むき出しの「ルールなき資本主義」に踏みにじられてきました。日本の食料自給率が先進国最低水準に低下したのは、工業製品の輸出拡大と引き換えに、農産物市場が次々に外国に開放され、輸入農産物が大量に流れ込んだためです。

農業破壊の自民党農政の下で、農業は産業として成り立たない瀬戸際に追いやられました。農業者は将来に展望が持てず、高齢化や耕作放棄地の拡大、農村の疲弊が進んでいます。消費者は「食の安全」に懸念を抱き、国産品を食べたいと思っているのに、輸入品に頼らざるをえないのが実情です。

民主党は日米FTAを促進するとしながら、自給率向上や農業振興を「損なうことはない」といいます。しかし、2009年の日本の農産物輸入額は5兆9821億円にのぼり、その32.5%を米国が占めます。日米FTAで米を含む農産物が標的にされることは明らかです。実際、2007年2月16日に発表された「日米同盟に関する報告書」（第2次アーミテージ報告書）は、「農業は、米を含む全分野が交渉対象となる米日FTAの中心部分になりうるし、ならなければならない」としています。

本陳情の委員会審査の中では、FTAの交渉自体は否定しないという議論がなされ、FTA交渉を行わないことを求める本陳情が不採択とされておりますが、先に述べたように、交渉のテーブルについてしまったら、農産物抜きでの出口はありません。日米FTAの交渉には足を踏み出さないことが肝心であります。

よって、日本と本県の農業を守るためには、本陳情を直ちに採択し、日米FTA交渉を行わないことを国に認めるべきであります。

次に陳情第5046号「子どもの医療費の無料化に関する陳情書」について委員会審査結果では、継続審査であります。これは採択すべきであることを主張いたします。

特に、第1項目の「所得制限を導入しないでください」という点について、私は、今議会の一般質問で取り上げましたが、その部長答弁で、「本県の厳しい財政状況の中で、長期に

わたり安定的な制度とするために所得制限を導入するもの」と述べられておりました。本県の厳しい財政状況は、子どもたちに責任はなく、親の収入で子どもたちの命に差別を持ち込むべきではありません。

鹿児島県市長会でまとめられている県への要望書の中には「これまで乳幼児全員が命と健康に係わる医療費の助成を均一に受けられていたものが、児童手当と同様に所得額による乳幼児医療費も対象外になってしまう受給者がでてくることになり、少子化対策及び子育て支援に逆行することになると考える。」とあり、所得制限導入に反対の立場を明らかにしています。

群馬県では、この10月から、入院、通院とも、自己負担、所得制限なし、現物給付で、文字通り、全額無料化が中学校卒業までに広がりました。本陳情は、これまで通りの所得制限なしで、小学校入学前までの窓口での無料化を求めているものであり、年間で、あと5億円程度あれば実現が可能です。県内の全ての子どもたちの命と健康を守るために、本陳情は直ちに採択すべきであります。

最後に、陳情5047号「生活保護の『母子加算』復活を要求する国への意見書を要求する陳情書」並びに、陳情第5048号「生活保護の『老齢加算』の復活を要求する国への意見書を要求する陳情書」の委員会審査結果は継続であります。これらは、採択すべきであることを主張いたします。一括して反対理由を申し述べます。

これらは、生活保護の「母子加算」と「老齢加算」の復活を要求する国への意見書を求める陳情であります。

母子加算については、復活の機運が高まっています。苦しい母子世帯の実態が広く知られるとともに、32世帯のサンプル調査を根拠に「一般母子世帯とのバランス」をうたって廃止を強行したことの道理のなさが怒りを集めたためです。ただ、具体的な実施時期は「地方自治体などとの調整が必要」との理由で、いまま流動的です。一日も早く復活させ当事者の悲願に応えることが必要です。

老齢加算も母子加算と同様、自公政権が進めた社会保障費の2200億円の削減路線の中で、廃止が強行されたものあり、どちらの加算も復活させる必要は同じです。

母子加算は約200億円、老齢加算は約370億円あれば復活できます。法改正は必要なく、大臣の告示で可能です。

憲法25条の生存権を保障する政治の実現のためにも、これらの議案は、採択し、直ちに国へ両加算の復活を求める意見書を提出すべきであります。

以上で、反対討論を終わります。